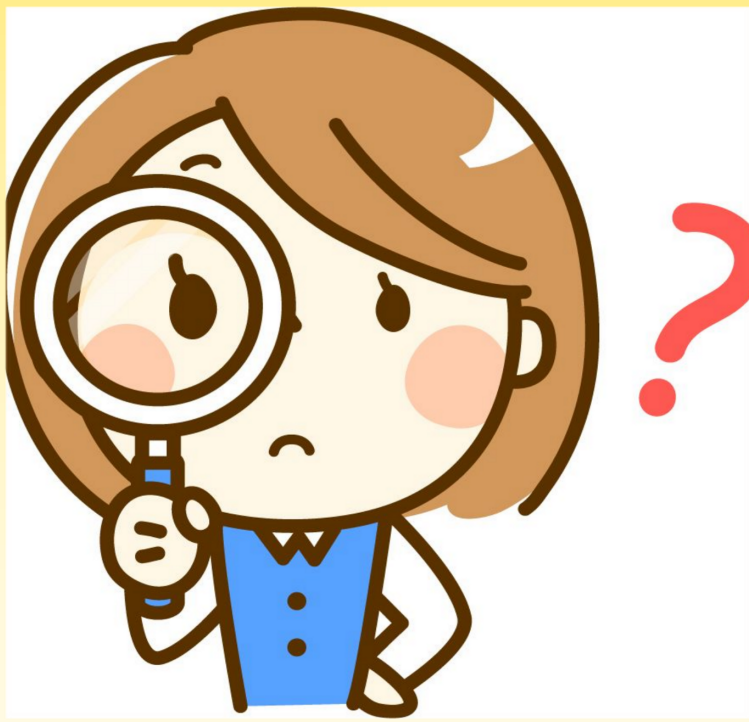




国民健康保険に 加入中の皆さまへ

あなたはどれに あてはまる？

フローで
確認！

令和6年12月2日以降保険証はどうなるの？

質問に「はい」か「いいえ」でお進みください。 はい→ いいえ→

Start!

現在、国保の保険証
をお持ちですか？

令和6年12月1日ま
でに 皆野町 の国保
に加入しますか？

令和6年12月2日
以降 皆野町 の国保
に加入しますか？

ご加入の健康保険から
資格情報のお知らせ
又は資格確認書が
交付されます

保険証の有効期限は
令和7年7月31日
ですか？

保険証の有効期限まで
皆野町 の国保に加入
している予定ですか？

皆野町 国保の資格を
喪失した時点で現在の
保険証は使えなくなります

国保加入時に
現行保険証は
交付されません

令和7年7月31日まで
皆野町 の国保に加入
している予定ですか？

保険証の有効期限まで
現在の保険証が使えます

新たに加える健康保険
から令和6年12月1日ま
では現行保険証、12月2
日以降は資格情報のお知
らせ又は資格確認書が交
付されます

マイナ保険証を
持っている方は、
マイナ保険証を
ご利用ください

マイナ保険証を
持っていない方に
は、資格確認書を
交付します

令和7年7月31日まで
現行保険証が使えます

令和7年8月1日以降

マイナ保険証を持っ
ている方は、マイナ保
険証をご利用ください

マイナ保険証を持っ
ていない方には、資
格確認書を交付しま
す

有効期限が令和6年12月1日以前の場合、有効期限後は

後期高齢者医療保険に移行する方
は、後期高齢者医療保険から現行の
保険証が交付されます

※ 有効期限は令和7年7月31日となり、それ以降は左の「令和7年8月1日以降」と同様です。

有効期限が令和6年12月2日以降の場合、有効期限後は

マイナ保険証を持っ
ている方は、
マイナ保険証を
ご利用ください

マイナ保険証を持っ
ていない方に
は、資格確認書
を交付します

お問い合わせ先

町民生活課 保険年金担当

電話番号：0494-62-1232